

下記のサービスを行った場合は加算されます。

サービス項目	サービス内容	単位数
サービス提供強化加算Ⅱ	サービスを提供する介護スタッフの総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上占める場合	要支援1：72 要支援2：144
介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数の5.9%に相当する単位数	—
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数の1.2%に相当する単位数	—
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。	200単位/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導もしくは実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施した場合（LIFE活用加算）	160単位/回